

令和 3 年度 予算 編成 方針

1 国及び東京都の現状

(1) 我が国経済の現状

令和 2 年度の経済動向については、7 月の令和 2 年度内閣府年次試算によると、「我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、政府経済見通し（令和 2 年 1 月 20 日閣議決定）で想定していた成長経路を大幅に下回っている。5 月下旬の緊急事態宣言解除以降、段階的に経済活動が再開されるなか、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。今後は「ウィズコロナ」を前提として、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、内需主導の成長軌道に早期に回復させることが必要。」としています。

また、内閣府による 9 月の月例経済報告の基調判断では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としており、景気判断は 7 月から 3 か月連続で据え置いています。

(2) 国の動向

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」では、我が国経済は、感染症拡大の甚大な影響を受け、極めて厳しい状況にあり、感染症が収束したポストコロナ時代の新しい未来として「新たな日常」の構築による「質」の高い経済社会の実現に向けて、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、「新たな日常」の実現を目指すとしています。

(3) 東京都の動向

東京都においては、「令和 3 年度予算の見積りについて（依命通達）」で、「令和 3 年度予算は、財政環境の先行きを見通すことが困難な中、これまで培った財政対応力を最大限発揮し、新しい「未来の東京」の実現に向けて、都政に課された使命を確実に果たしていく予算として、

第一に、新型コロナウイルス感染症との闘いを乗り越えるとともに、「新しい日常」や「持続可能な都市・東京」の実現に向けて、戦略的な取組を果敢に進めていくこと、

第二に、社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、健全な財政基盤を堅持すること、

第三に、東京 2020 大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、次世代へレガシーを継承していくことを基本として編成することとする。」としています。

2 小平市の現状

(1) 小平市の課題

令和 2 年は、未曾有の国難ともいえるべき新型コロナウイルス感染症により、地域経済は大きな影響を受け、市民の日常生活は一変させられました。未だ、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、市には引き続き、市民生活や市内の経済活動を支えるとともに、新しい生活様式へ対応した施策を進めていくことが求められています。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、企業においてはテレワークの導入といった働き方の改革が進展しており、都心に通勤していた人の市内で生活する時間が増えていくことが考えられます。このような変化に対して、今後は地域内における商業施設や、公園等の憩いの場の充実といった住みやすいまちづくりに向けた取組がより一層求められます。

人口の動向等においては、市内の開発等に伴う子育て世帯の転入増や共働き世帯の増などによる保育ニーズの高まりや、高齢化の進展に伴う地域での見守り等への対応に迫られています。

また、令和 3 年度は、今後の 12 年間のまちづくりの方向性を示す（仮称）「小平市第四次長期総合計画」の初年度になります。本計画の素案では、12 年後のめざす将来像を「つながり、共に創るまち こだいら」としており、素案の中で掲げている基本目標横断プロジェクト「自助・共助・公助による防災減災の強化」及び、「新たな地域拠点とコミュニティの創出」を着実に進めることも必要です。

このほか、老朽化が進む公共施設や道路等のインフラ施設の更新も課題となっていますが、更新にかかる費用は多額であり、さらに震災や近年頻発する台風など、突発的な災害へ対応するための財源も確保しておかなければなりません。

また、来年に延期となったオリンピック・パラリンピック競技大会に関する事業については、今後の動向を注視しながら、実施する際の参加者の安全確保策等について検討しながら施策を展開する必要があります。

(2) 小平市の財政事情

新型コロナウイルス感染症の影響により、市の歳入の根幹をなす市税のうち、個人市民税及び法人市民税が大幅に減少する見込みです。このほか、公共施設の利用抑制等に伴う施設使用料収入の減収など、様々な分野における収入の減少も想定され、さらにこのような状況は数年間続くことが見込まれております。

一方、歳出においては、令和 2 年度に引き続き、感染拡大を防止するための新しい生活様式への対応等のほか、待機児童対策や高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症による生活困窮者の増加等による民生費の増、老朽化が進む公共施設等の維持補修・更新等の投資的経費の増が見込まれています。

税収の減少や行政需要の増大に伴う歳出の増に対しては、国による財源補てんの仕組みとして地方交付税の制度がありますが、地方交付税は一定程度までしか補てんされません。最終的に不足する財源については、財政調整基金を取り崩すことで対応していくこととなりますが、財政調整基金残高は、目標としている 35 億円に対して大幅に下回っており、さらに市民一人当たりの残高を 26 市で比較した場合も 25 位と低い水準となっていることから、将来を見据えた健全で持続可能な財政運営を進める必要があります。

3 基本方針

令和 3 年度にスタートする（仮称）「小平市第四次長期総合計画」に示される将来像の実現に向け、住民に最も身近な基礎自治体として、市の担うべき役割を見定めるとともに、職員一人ひとりが市の置かれているこれまでにない危機的な状況を認識し、地域における多様な主体と連携して、求められる行政需要に的確に取り組むべく、予算編成においては、次の方針で進めることとします。

（1）事務事業の見直し

市の財政状況が厳しさを増す中においても市に求められる“セーフティネット”の役割を確実に果たすため、既存事業については改めて事業の必要性、緊急性、公平性等を基にした見直しや、サービス水準の適正化を図ります。

見直しにあたっては、市民生活への影響等を考慮しながら、財政負担の低減を図ります。

なお、新規事業については、既存事業の見直しに伴う経常的経費の削減による財源の捻出や、新たな歳入等による安定的な財源の確保を前提に、取り組む必要があります。

（2）新しい生活様式に対応した取組の推進

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中においても、行政サービスの展開は途切れることなく、感染症対策等の新しい生活様式に対応した市民の安全・安心に資する取組については積極的に進める必要があります。取組を進めるにあたっては、市民サービスの向上と業務の効率化を図るための行政のデジタル化も重要となります。

また、当初予算においては、各種イベント等は新しい生活様式に対応した通常の実施を前提に編成しますが、新型コロナウイルス感染症が収束しない場合においては、代替の実施方法についても、あわせて検討することとします。その際、代替の実施における費用については、通常開催の範囲内とします。

（3）歳出の抑制

今後、深刻な歳入の不足が予測されるため、持続可能で機動的な財政運営ができるよう、歳出を歳入に見合った規模に抑制することを第一に考えます。

既存の事業については、スクラップや再構築をするとともに、市として、限られた財源を適切かつ有効に活用するという観点から、これまでの決算において、執行率が低く、多額の不用額が発生している事業については、精査の上、実態に見合った額とします。

新たな行政需要に対応した施策を展開するために、経常的経費については、原則としてマイナースピーリングを実施することで、より一層の削減に取り組みます。

(4) 財源の確保

国や東京都の動向を注視し、活用できる補助金等は確実に獲得しつつ、事業実施にあたります。特に、新型コロナウイルス感染症に関する補助金等については、迅速に施策が展開できるよう十分に注意することとします。

また、市税、負担金や使用料等の各種収入については、負担の公平性の観点から引き続き徴収努力を重ね、更なる徴収率の向上を図ることとします。

ごみ集積所跡地など、市が所有する売却可能な財産については、積極的に売却し、財源の確保に努めます。

(5) 補助金等の見直し

市から財政援助団体等への補助金については、「今後の補助金制度の考え方」に基づき、市の財政状況を踏まえ、公益性や必要性、効果等を検証するとともに、各団体の自主性・自立性の向上を目指し、整理や合理化等の見直しを図ることとします。

(6) 自治体経営方針に基づく取組

市を取り巻く社会環境や多種多様な市民ニーズに的確に対応していくため、健全で持続可能な財政運営を確保するよう、これまでの行財政再構築プランの行財政再構築方針を引き継いで、(仮称)小平市第四次長期総合計画に定められる新たな「自治体経営方針」に基づいた行財政の改革に取り組み、限られた財源の中で効率的な財政運営に努めます。

(7) 債務の適正管理

市債は、財源確保と世代間の負担の均衡を図るために活用していますが、義務的経費となる公債費が将来世代の重い負担にならないよう、市債残高を適切に管理します。

新たな借入額が償還元金を上回らないことを基本としますが、必要な事業等に対しては、財源として市債を積極的に活用していくことで事業の円滑な執行を確保するとともに、その事業に係る財政負担を後年度に平準化することとします。

以上のことを基本に「令和3年度予算編成要領」に沿って予算編成を行います。